令和5年

第4回市議会定例会 議案第13号

函館市日乃出いこいの家条例の一部改正について

函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例 函館市日乃出いこいの家条例(昭和50年函館市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表中「480円」を「490円」に,「140円」を「150円」に,「70円」を「80円」に,「4,800円」を「4,900円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和5年12月23日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後における改正前の函館市日乃出いこいの家 条例の規定に基づく使用回数券については、1回券に10円を加算し て使用し、または11回券に100円を加算して改正後の函館市日乃 出いこいの家条例の規定に基づく使用回数券と引き換えることができ る。

(提案理由)

日乃出いこいの家の使用料を改定するため